

取引又は証明に該当する「はかり」の参考事例

定義（計量法第2条第2項）

「取引」とは、有償であると無償であるを問わず、物の給付（売買、貸借、贈与等）又は役務の給付（輸送、保管、雇用、請負、委託加工等）を目的とする業務上の行為（業務に関連し、反復継続して行う行為）をいう。

具体的事例

- スーパー等量販店又は小売店等で、精肉・鮮魚・青果・惣菜・塩干商品等の計り売りに使用するもの
- 農協、漁協で、組合員より農産物・魚介類の計り買いに使用するもの
- 農産物、海産物加工販売店で、加工品の計り売りに使用するもの
- 茶舗、製麺所等で、商品の計り売りに使用するもの
- 釣具、金物店等で、商品の計り売りに使用するもの
- 観光農園等で、青果等の計り売りに使用するもの
- 農家、漁家等が、庭先取引や行商で計り売りに使用するもの
- 製造販売事業所等で、商品（食品・肥料・農薬・セメント等）の計り売りに使用するもの
- 病院、薬局等で、調剤に使用するもの
- 運送、宅配、倉庫、質屋、廃棄物処理業等で、料金特定に使用するもの

※ 計り売りには、商品を袋・缶等に詰めて、その内容量を表記する場合を含む

「証明」とは、公に（不特定多数の者のほか、公的機関が、又は公的機関に対し、の意味）又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること（真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること）をいう。

具体的事例

- 病院等で、健康診断書に体重を記入するために使用するもの
- 病院、保健所等で、乳幼児の体重を母子手帳に記入するために使用するもの
- 学校、幼稚園等で、生徒等の体重を通知表等に記入するために使用するもの
- 学校、幼稚園、給食センター等で、給食の栄養成分の量（グラム）を公的機関等に報告する場合に使用するもの
- 検察庁、警察等で、実地検証等に使用するもの
- 公的機関が、又は公的機関に対して通知、報告書等に記入するために使用するもの